

令和元年度 第2回朝倉市地域公共交通活性化協議会  
(朝倉市公共交通会議) 次第

日時 令和元年10月30日(水) 13時30分～  
場所 朝倉市役所別館 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

①要望書の提出について

②路線バス三輪線の廃止について

③コミュニティバス(あいのりタクシーを含む)の車両使用状況について

④杷木地域スクールバスの混乗化について

(2) 協議事項

①コミュニティバス(あいのりタクシーを含む)の契約更新について

○馬田線(10月15日:馬田地区)

・三輪線の代替交通も併せて検討した結果、現行どおりの運行です承。

○矢野竹線(10月7日:三奈木地区、11月27日再協議予定)

・減便、コース変更等について再協議を予定。

○美奈宜の杜線(10月1日:美奈宜の杜地区)

・現行どおりの運行です承。

○長湊線(10月2日:金川地区・10月17日:朝倉地域)

・金川地区 一部路線変更の要望あり。減便については了承。

・朝倉地域 減便も含め了承。

○朝倉地域コミュニティバス(10月17日:朝倉地域)

・現行どおりの運行です承。

②朝倉市地域公共交通網形成計画について

4 その他

令和元年度 第3回開催予定日 1月下旬

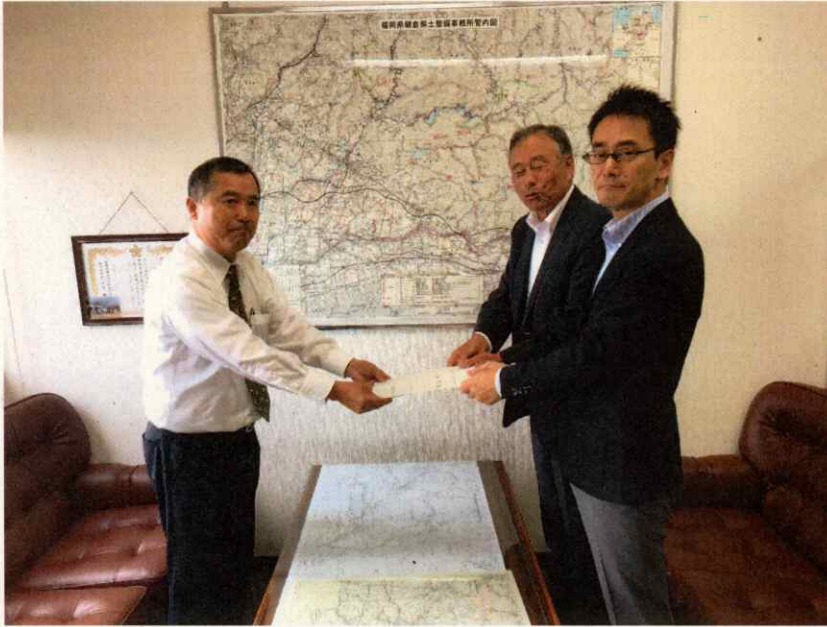
・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

・地域公共交通網形成計画の進捗状況報告 等

5 閉 会

## 要望書の提出について

- 1 日 時：令和元年10月2日（水）13：30～
- 2 場 所：朝倉県土整備事務所 所長室
- 3 対 応：県）宮丸朝倉県土整備事務所長、佐々木災害事業調整課長、矢野  
災害道路課長、梅崎道路課長、佐藤地域整備主幹  
市）朝倉市地域公共交通活性化協議会 中野会長、手嶋副会長、  
二宮事務局次長



<朝倉県土整備事務所長に要望書を手渡す中野会長と手嶋副会長>

### 4 要望内容 別紙のとおり

### 5 主な意見交換

市）黒川線利用者が発災前の平成28年度比76%減少しており、地元も交通事業者も早期の復旧、開通を望んでいる。

これまでも、早期復旧に向け全力で取り組んであることは理解しているが、沿線住民の移動手段の確保が地域コミュニティの復興にも繋がる。

復旧、復興へのロードマップ（道すじ）を沿線住民に示したい。

県）地元の方の不便さや交通事業者の状況も理解しているので、道路管理者として早期に開通できるように責任を持って現場をやりあげたい。

## 県道588号甘木吉井線の早期復旧及び開通について

朝倉県土整備事務所長 様

朝倉市地域公共交通活性化協議会  
会 長 中野 信哉

貴職におかれましては、平成29年九州北部豪雨災害に端を発する災害復旧工事等につきまして、早期復旧に向け日夜全力で取り組んでいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本組織は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条の規定に基づき、市民や交通事業者及び各行政機関等の代表で構成されている法定協議会です。活動内容は、朝倉市の地域公共交通のあり方について協議し、市民の皆様の移動手段をより良いものとするために取り組んでおり、特に市内の重要な公共交通であるコミュニティバス（あいのりタクシー等）の運行については重要な案件となっております。

現在、朝倉市では災害の影響により前述のコミュニティバスのうち、3路線で区間運休が続いております。そのうち、県道甘木・吉井線を通る「あいのりタクシー黒川線」については、平榎バス停～宮園バス停区間が運休を余儀なくされています。また、平成30年度の黒川線の利用は発災前の平成28年度に比べて76.2%減少しており、高木地区住民の利用ができなくなったことが大きな要因であると考えられます。

このような状況を解消することは、コミュニティバス運行のみならず、沿線住民の日常的な移動手段の復旧や、地域コミュニティの復興につながります。加えて、交通事業者におかれましても、激減した利用を回復させ、安定した運行が実施できます。

つきましては、下記のことについて強く要望いたしますので、早期の実現に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 要望内容

県道588号甘木吉井線（志波地区平榎～高木地区宮園）の  
早期復旧及び開通

#### 2. 要望箇所 別添のとおり

以上

## コミュニティバス(あいのりタクシーを含む)車両の使用状況について

No.	登録番号	購入年度	使用路線	走行距離		
	車台番号			R1. 8. 6現在	年間走行距離	R2. 3. 31見込み
1	久留米300あ107	H23	上秋月・安川線	122,577	22,686	133,920
	TRH224-0009934	H24. 2. 29				
2	久留米300あ103	H23	福城線(～H30. 3. 31) 美奈宜の杜線 (H30. 4. 1～)	124,877	47,734	148,744
	TRH224-0010035	H24. 3. 16				
3	久留米300あ129	H24	矢野竹線	173,256	28,946	187,729
	TRH224-0011194	H25. 3. 19				
4	久留米300あ104	H23	長湊線	172,961	23,845	184,884
	TRH224-0010023	H24. 3. 16				
5	久留米300あ160	H25	朝倉地域コミュニティバス (福成・大庭コース)	301,028	55,004	328,530
	TRH224-0012553	H26. 3. 25				
6	久留米300あ159	H25	朝倉地域コミュニティバス (朝倉・宮野コース)	294,520	55,907	322,474
	TRH224-0012533	H26. 3. 25				
7	久留米300あ105	H23	杷木東部線(～H30. 3. 31) 黒川線 (H30. 4. 1～)	22,552	13,478	29,291
	TRH224-0010025	H24. 3. 16				

【更新対象車両の考え方】(案) ※検討中の考え方であり、決定事項ではありません。

(1) 走行距離が200,000kmを超え、かつ使用期間が10年を経過した車両。

ただし、使用開始後10年以内に走行距離が350,000kmを超える場合は更新対象とする。

(2) 車両の使用状況に応じて路線間の車両のローテーションを行う。

### 【車両の概要】

[車種] トヨタ ハイエース [規格] 長さ 538cm 幅 188cm 高さ 228cm

[車両重量] 2,410kg [車体形状] ステーションワゴン

[乗車定員] 10人 [備考] ノンステップバス(リフト付)

### 【その他】

タイヤの雪道対策

(1) 上秋月・安川線…ホイール付きスタッドレスタイヤ(寿命は2～3年)に加えチェーンで走行しなければならない。

(2) その他の路線…チェーンは必須。(1～2年で交換)

## 杷木地域スクールバスの混乗化について

杷木地域では、平成30年4月の杷木小学校開校にあわせ、29人乗りマイクロバス2台と14人乗りコンピューター1台でスクールバスが運行されています。

そこで、スクールバスに一般乗車を行うことができないか市（教育課、防災交通課）、運行事業者と下記のとおり検討を進めてきました。

### 1. スクールバス運行状況

#### ①運行時間に関する事

- ・登校については、小学校が8時20分開始のため8時10分までに小学校着で時刻表を設定している。また、1台の車両で2本のルートを実行しているケースもある。
- ・小学校行事等により登下校時刻が変更となるため、運行時間は常に一定運行ではない。

#### ②運行ルートに関する事

- ・志波、久喜宮、松末、大山、穂坂の5ルートを実行している。
- ・児童の乗降場所は、PTA代表者と協議のうえ決定している。

#### ③利用者に関する事

- ・スクールバス利用希望者に対して、車両座席の余裕はある。

### 2. 混乗化の課題

#### ①運行時間に関する事

- ・登下校時間が一定ではないため、混乗化した場合の時間設定が不規則となる。
- ・登下校時間変更時に、臨時便で対応することは経費負担増等の課題がある。

#### ②運行コースに関する事

- ・杷木東部線・黒川線のコースとスクールバスのルートが一部異なるため、杷木地域全体を網羅できない。
- ・スクールバスは乗降場所が決まっており、フリー乗車には対応できない。29人乗りマイクロバス、14人乗りコンピューターの乗降場所は限られた場所にしか停車できない。

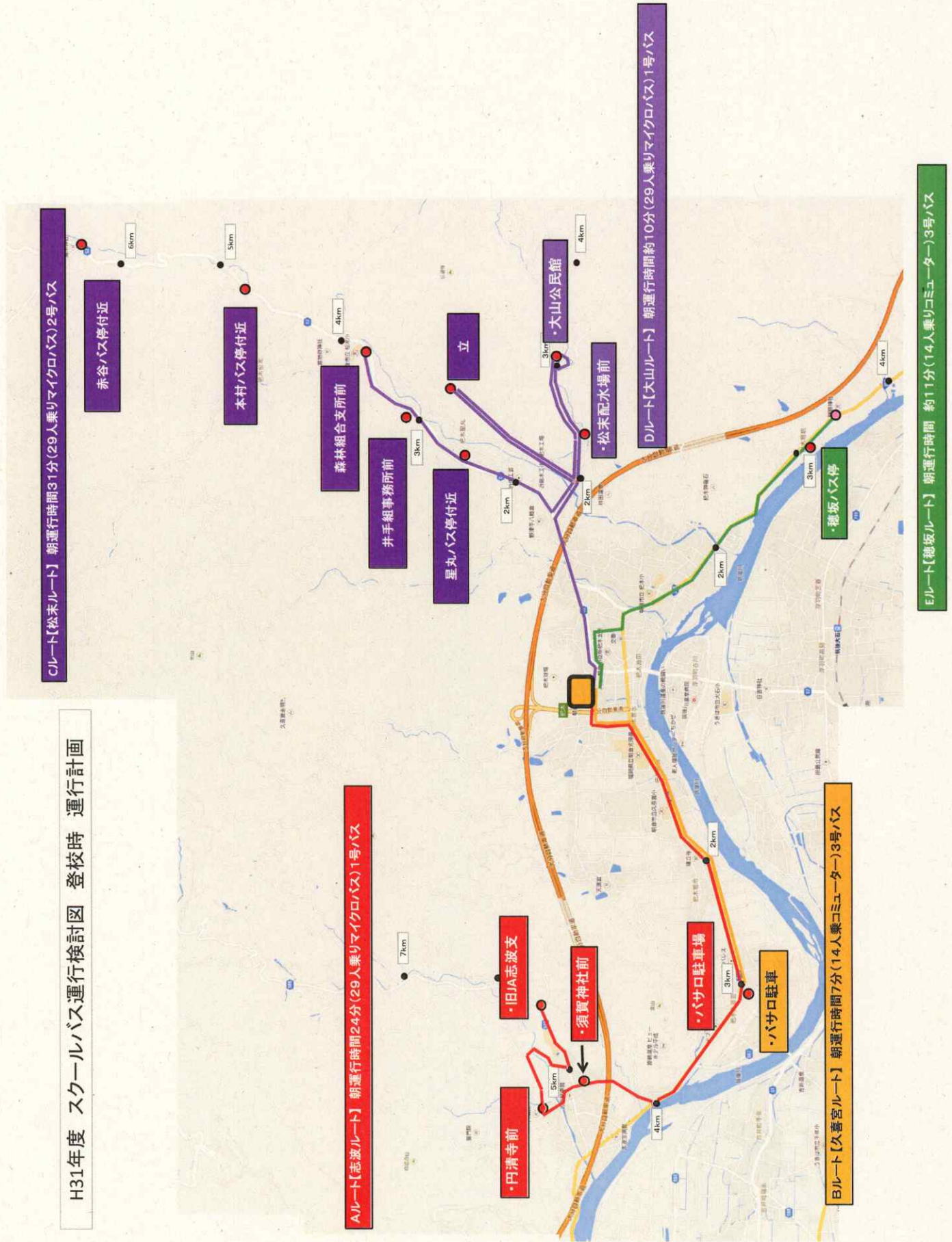
#### ③利用者に関する事

- ・今後、地区外に避難している児童が校区内に戻ることで、乗車人数の増加も予想される。

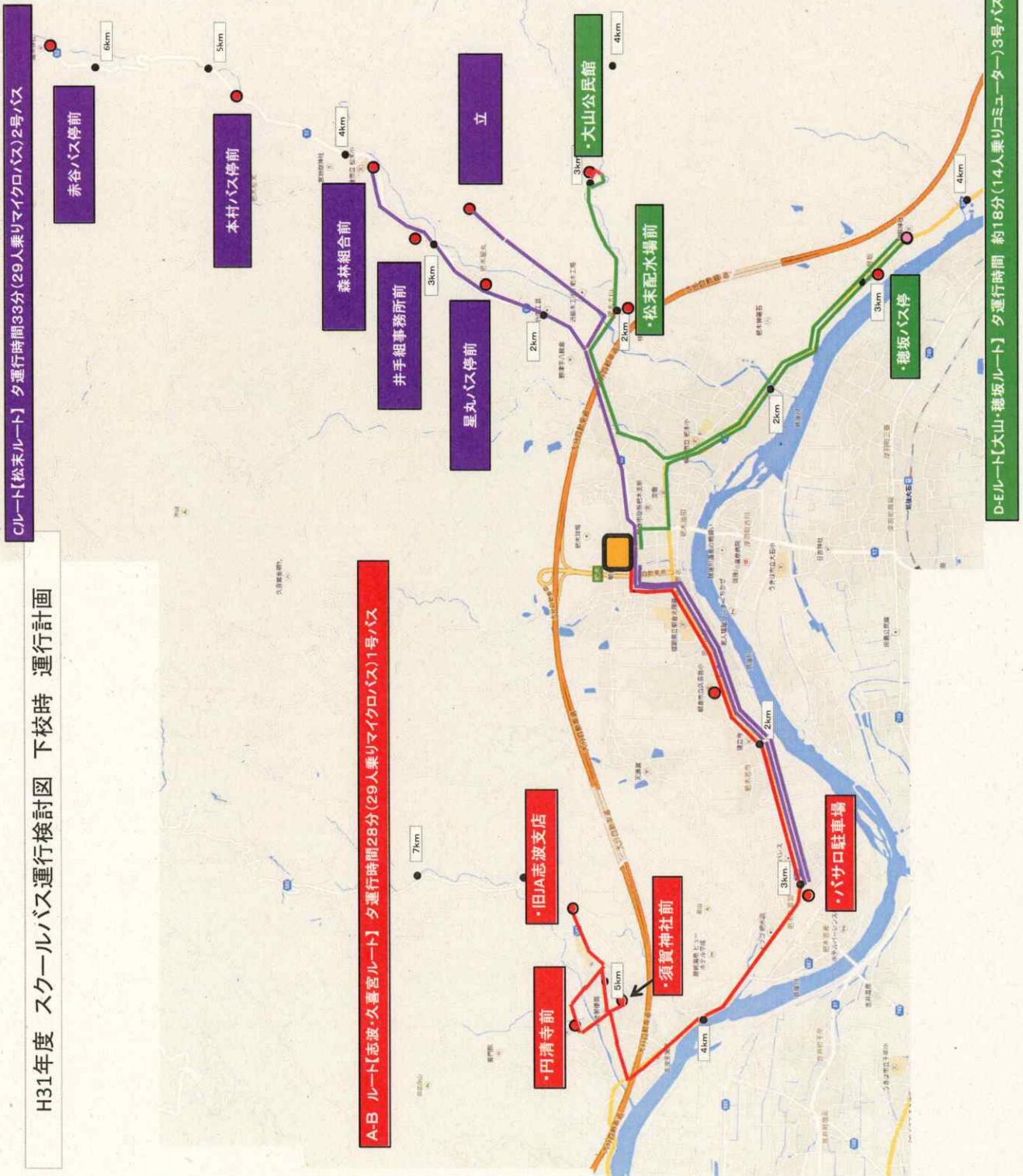
### 3. 結果

以上のことから、現時点ではスクールバス機能を優先すべきであり、一般混乗での運行は困難と判断いたします。今後も利用促進策の一環として、契約更新時等に沿線地区と一緒に検討していきます。

H31年度 スクールバス運行検討図 登校時 運行計画



H31年度 スクールバス運行検討図 下校時 運行計画



## コミュニティバス（あいのりタクシーを含む）の契約更新について

### 1 沿線地区との協議経過

各沿線地区に対して、地区内を運行しているあいのりタクシー等の現況や、アンケート調査結果について説明後、平成30年度に方針を決定した統一基準を適用した次期契約更新方針案を提示し、協議を行いました。

路線名	沿線地区名	期日
あいのりタクシー馬田線	馬田	10/15
あいのりタクシー矢野竹線	三奈木	10/7
あいのりタクシー美奈宜の杜	美奈宜の杜	10/1
あいのりタクシー長湊線	金川、朝倉	10/2、10/17
朝倉地域コミュニティバス	朝倉	10/17

### 2 協議内の主な意見

#### (1) 契約更新に関すること

- ①将来的に利用が減少すればあいのりタクシーの廃止はあり得るのか。
- ②地方には、公共交通としてあいのりタクシーは必須なので、便が減ったとしても残してほしい。
- ③ほとんど動かない便のために運転手を拘束するのは難しいだろう。
- ④減便対象の便利用者（または地区）への説明は必要である。
- ⑤減便について現利用者に事前に丁寧な説明をしてほしい。
- ⑥全体を見ると減便になるのは、やむを得ない。
- ⑦桑原公民館から田島公民館までコース追加できないか。
- ⑧利用目的で買物が多いのであれば、コースに商業施設を増やすなどすれば利用者が伸びるのではないか。

#### (2) 運行全般に関すること

- ①運転免許証を返納した高齢者に寄り添った制度にしてほしい。
- ②交通を維持していくため、コミュニティとしてできることは協力する。
- ③あいのりタクシーをよく知らない人も多いと思う。継続して啓発活動を行うことが大切である。（まずは老人クラブ役員や区会長から。）
- ④ポケット時刻表を作ってほしい。

#### (3) 運行方式に関すること

- ①幹線は定時にするなど検討してほしい。
- ②朝倉地域コミュニティバスの定時運行は守ってほしい。

#### (4) 予約制度に関すること

- ①予約して利用することに抵抗があるのではないか。
- ②席があいているときは予約なしでも乗せてほしい。
- ③運行していれば幹線は予約なしでも乗せてほしい。
- ④地区内間の移動のみ予約なしでも乗れる制度はどうか。



## 運行サービス水準の統一基準について

### (1) 最低限必要なサービス水準

最低限必要な運行サービス水準は、隔日運行で1日4往復（上り4便、下り4便）です。

### (2) 運行便数の見直し基準

- ① 毎日運行（月～土）とする基準の目安は、年間利用者数1,500人以上とし、1日3往復（上り3便、下り3便）です。

ただし、災害等により通常の運行ができない路線は、通常運行時の利用者数で換算し直します。

《年間利用者数の設定根拠》

$295 \text{ 日 (年間運行日数)} \times 6 \text{ 便 (1日の計画運行便数)} \times 0.439 \text{ (H28.29 平均運行率)} \times 2.0 \text{ 人 (H28.29 平均乗車人数)} = 1,554 \text{ 人}$

- ② 1週間当たりの実運行便数が、年平均1回未満の便は、廃止します。ただし、往復運行や他の機能（スクールバス、デイサービス等）との関係から経費の削減効果が期待できない便は、対象外です。
- ③ 上記①②以外で、計画運行便数を増減する場合は、利用実態、事業費及び住民ニーズ等を基に、増減の必要性を総合的に判断します。

### (3) 適用基準値

契約更新前の1年間（前々年の10月～前年の9月）の実績

### (4) 基準の適用開始日

最低限必要な運行水準は、利用者の意向を確認した上で、交通事業者や沿線地域と協議し、可能な限り早期に適用します。

見直し基準については、平成32年度以降の契約更新路線（委託業務の開始日が平成32年4月1日からの路線）から適用します。

※運行サービス水準の統一基準とは、法律の規定に基づき設置されている朝倉市地域公共交通活性化協議会（朝倉市公共交通会議）において平成30年度に地元協議を経て、承認されたものです。

あいのりタクシー矢野竹線及び長淵線の変更について

1 変更概要

時刻表の変更

(1) あいのりタクシー矢野竹線

【変更後】

甘木方面行き【矢野竹⇒下三奈木～十文字～甘木】				矢野竹方面行き【甘木⇒十文字～下三奈木～矢野竹・美奈宜の杜】				
便数	矢野竹～小学校前	三奈木コミュニティセンター～十文字	横大～甘鉄甘木駅	便数	甘鉄甘木駅～横大	十文字～三奈木コミュニティセンター	小学校前～矢野竹	矢野竹～美奈宜の杜・豊形原・柿原
1便	6:50～7:05	7:00～7:15	7:10～7:25	1便	7:25～7:40	7:35～7:50	7:45～8:00	
1便	8:00～8:15	8:10～8:25	8:20～8:35	2便	8:35～8:50	8:45～9:00	8:55～9:10	
2便	9:10～9:25	9:20～9:35	9:30～9:45	3便	10:00～10:15	10:10～10:25	10:20～10:35	
3便	10:45～11:00	10:55～11:10	11:05～11:20	4便	12:10～12:25	12:20～12:35	12:30～12:45	
4便	12:45～13:00	12:55～13:10	13:05～13:20	5便	14:50～15:05	15:00～15:15	15:10～15:25	
5便	15:30～15:45	15:40～15:55	15:50～16:05	6便	16:30～16:45	16:40～16:55	16:50～17:05	
6便	17:10～17:25	17:20～17:35	17:30～17:45	7便	17:50～18:05	18:00～18:15	18:10～18:25	
8便	18:25～18:40	18:35～18:50	18:45～19:00	7便	19:00～19:15	19:10～19:25	19:20～19:35	19:35～20:00

(2) あいのりタクシー長淵線

【変更後】

甘木方面行き【大福・金川→甘木市街地】			長淵方面行き【甘木市街地→金川・大福】		
便数	大福・金川	甘木市街地	便数	甘木市街地	大福・金川
1便	6:35～7:05	7:05～7:15	1便	7:40～7:50	7:50～8:20
1便	8:20～8:50	8:50～9:00	2便	9:10～9:20	9:20～9:50
2便	9:55～10:25	10:25～10:35	3便	10:50～11:00	11:00～11:30
3便	11:25～11:55	11:55～12:05	4便	13:10～13:20	13:20～13:50
4便	13:50～14:20	14:20～14:30	5便	14:50～15:00	15:00～15:30
5便	15:35～16:05	16:05～16:15	6便	16:30～16:40	16:40～17:10
6便	17:10～17:40	17:40～17:50	7便	18:10～18:20	18:20～18:50

●上記2路線の変更理由

統一基準を適用し、平成30年10月～令和元年9月までの間に、1週間あたりの実運行便数が年平均1回未満の便を減便。

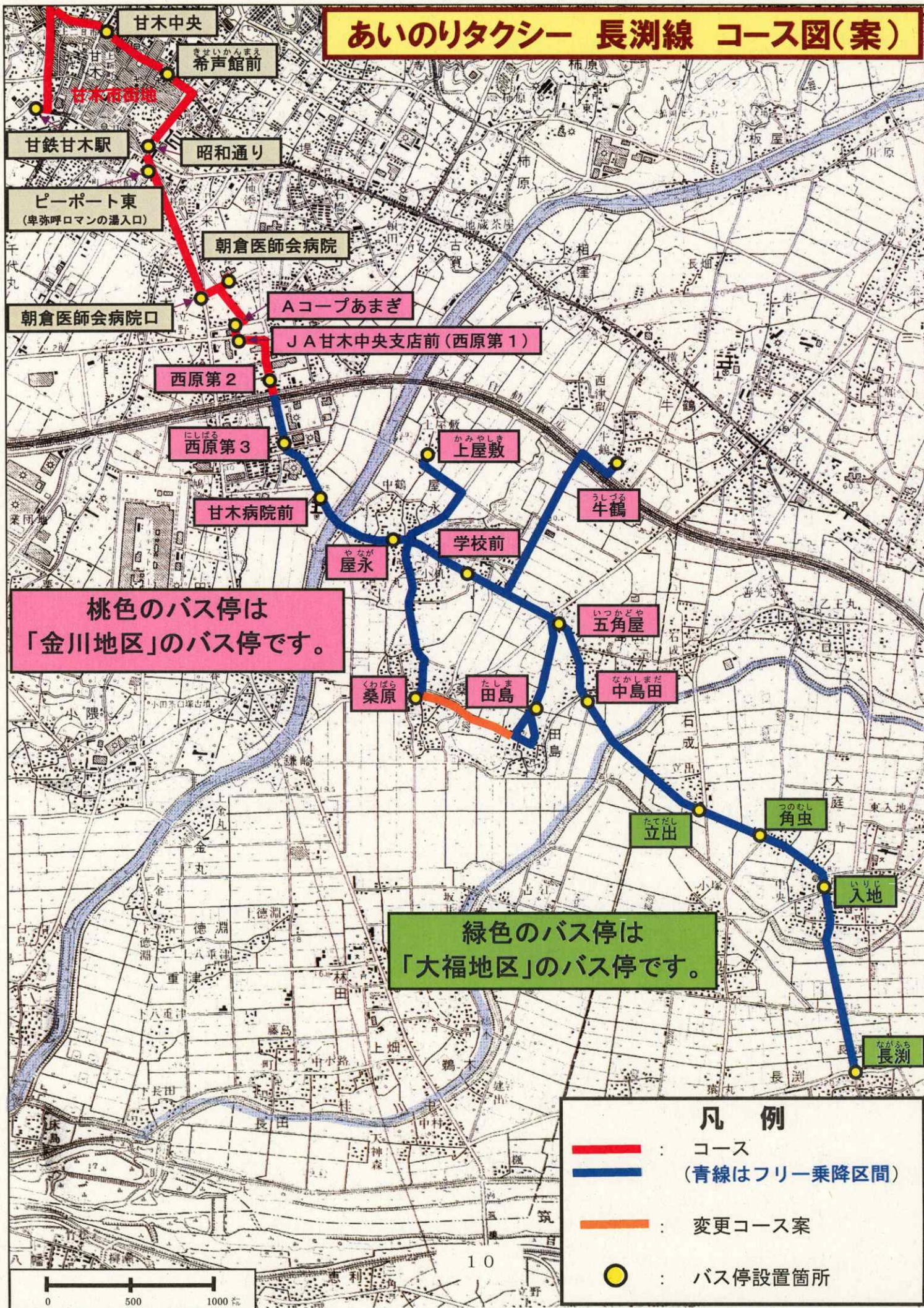
2 変更開始期日

令和2年4月1日

3 その他

交通会議承認後、運輸局への手続きを進めることとなります。

# あいのりタクシー 長洲線 コース図(案)



桃色のバス停は「金川地区」のバス停です。

緑色のバス停は「大福地区」のバス停です。

凡例	
<span style="color: red;">—</span>	コース
<span style="color: blue;">—</span>	(青線はフリー乗降区間)
<span style="color: orange;">—</span>	変更コース案
●	バス停設置箇所



## 朝倉市地域公共交通網形成計画について

### 1. 計画の概要

#### (1) 経過

持続可能な地域公共交通網の維持・発展を目指し、公共交通施策を推進するための計画として平成27年度に策定。当初は平成29年度までの予定であったが、九州北部豪雨災害により、公共交通を含めまちづくりの環境が激変したため、計画を一部改訂し、平成31年度（令和元年度）までの計画としている。

#### (2) 上位計画

- ①第2次朝倉市総合計画（計画期間10年：令和元年度～令和10年度）  
市が目指すまちづくりの姿や市政の各分野における施策や基本事業の姿を示す。  
令和4年度に基本計画を見直し予定  
市の最上位計画
- ②第1次都市計画マスタープラン（計画期間20年：平成22年度～令和12年度）  
土地利用規制や道路、公園・緑地など都市施設のあり方を示す将来の都市づくりのビジョン、市町村の都市計画に関する基本的な方針。  
都市計画法第18条に基づき定められた計画  
中期目標の検証を令和2年度以降に予定

#### (3) 基本方針

- ①「持続可能な公共交通体系」の実現
- ②「まちづくり戦略と一体となった公共交通」づくり

### 2. 今後の方向性・考え方（案）

#### (1) 現計画の一部改訂

以下の理由により現計画を一部改訂し、計画終了予定を令和4年度としたい。

- ①平成29年、30年の災害の影響により道路環境や被災地区の人口構成等が激変している。このため、路線ごとの目標値の設定等に課題があることから、一定の復旧が期待される時期で計画を刷新する方が現実的で市民ニーズに沿う計画になる。
- ②市役所庁舎移転予定等により、中心市街地の動向が変わることが予想される。まちづくりの観点から都市計画の方向性が明らかになった後に計画を刷新する方が効果的である。
- ③上位計画との整合性を図り、更新時期を合わせることができ、連携が効果的になる。
- ④まちづくり市民アンケートが令和2年度、令和4年度初頭に行われる予定であるが、復興状況が反映されたアンケート結果をもとに計画を策定したい。

#### (2) 第2次朝倉市地域公共交通網形成計画（仮）の策定

(1)に挙げる課題を解決できる計画とするため、現計画の検証を行いつつ令和5年度からの計画を策定する。